明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（**厚生労働**二五四）　一
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（**同**二五五）　二
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五六）　二
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五七）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一二六三～一二七五）　四
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を定める件（**経済産業**一七四）　一〇
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を定める件（**同**一七五）
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を定める件（**同**一七六）　一五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　二四